

平成 28 年度 鹿児島県立川辺高等学校（第二次入学者選抜）募集要項

鹿児島県立川辺高等学校

〒897-0221

鹿児島県南九州市川辺町田部田 4150 番地

電話 代表 0993(56)1151

1 募集定員

- (1) 第二次入学者選抜は、第一次入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない場合に実施するものとする。
- (2) 募集枠については、第一次入学者選抜の合格者発表の当日(平成 28 年 3 月 16 日)の県教育委員会の発表による人数とする。

2 出願資格

第二次入学者選抜に出願できる者は、第一次入学者選抜への出願資格を有し、かつ次のいずれかに該当するものとする。ただし、私立高等学校に合格し、入学手続きをした者は出願できない。

- (1) 本県の公立高等学校を受検し、合格しなかった者。ただし、本校を第一次入学者選抜の一般入学者選抜(学力検査)で受検した者は出願できない。
- (2) 本県公立高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者。
- (3) 県外からの保護者の転勤等の理由により、本県の公立高等学校を志願する者。

3 出願期間

平成 28 年 3 月 22 日(火) から 3 月 23 日(水) 正午 (必着) までとする。

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、出身中学校長を経て、本校校長へ入学願書（第二次入学者選抜用）を提出する（入学願書は、本校が鹿児島県立高等学校学則第 18 条（様式 18）に基づいて作成したものをを用いること。）。なお、上記 2 出願資格 (2), (3)を適用する生徒については、出身中学校長は、その具体的内容を記載した意見書（様式は自由）を入学願書に添えて提出すること。
- (2) 入学願書の提出は、1 人 1 校 1 学科に限る。
- (3) 入学願書には、入学検定料として、入学願書の右上肩に 2,200 円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。
- (4) 出身中学校長は、本校校長に、入学願書・第二次入学者選抜受検票、第二次入学者選抜出願者総括表（様式 2-3）、調査書（様式 4）及び成績一覧表（様式 5-1, 5-2）を出願期間内に提出する。なお、様式 5-2 については、第二次入学者選抜を受検する当該生徒の志願先高等学校欄に、第一次入学者選抜出願先高等学校名を記入した上で二重線を引いて抹消し、本校名を朱書する。受付時間は、締切日を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。
- (5) 受検票の写真貼付欄に写真を貼付する。なお、写真については、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※ カラー又は白黒とする
 - ※ 本人のみが撮影されたもの
 - ※ 3 か月以内に撮影されたもの
 - ※ 大きさは、縦 4cm×横 3cm、フチなしのもの
 - ※ 上半身無帽で、正面を向き、頭部全体が写っているもの
 - ※ 背景は無地で、本人の顔がはっきり確認できるもの

- (6) 入学願書を受付けた場合は、中学校長を経て第二次入学者選抜受検票を志願者に交付する。
- (7) 郵送による出願は、返信用の定形封筒（長形 3 号 12cm×23.5cm の封筒に簡易書留料金と郵送料金を合わせた 392 円分の切手を貼り，郵便番号，宛名を明記する）を添える。
- (8) 出身中学校長は，身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は，出願手続きと同時にその旨を本校校長に申し出る。
- (9) 特別な理由等で，年間の欠席日数が 30 日以上の方については，自己申告書（様式 20）を出身中学校長を経て，本校校長に提出することができる。

5 面接及び作文

面接，作文については，志願者全員について行う。

- (1) 期 日 平成 28 年 3 月 24 日(木) 午前 9 時 集合
※ 実施要領については，当日説明する。
- (2) 会 場 鹿児島県立川辺高等学校 会議室
- (3) 注 意 受検票の裏面の注意に従うこと。

6 選抜の方法

選抜は，調査書の記録，本校で実施する面接，作文及び第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合して行う。

7 合格者の発表

平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 2 時以後，本校において受検番号で行う。

8 合格者の集合

合格者は，平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 3 時に保護者（又はその代理人）同伴で，本校小会議室に集合すること。

9 その他

- (1) 受検者は，必ず受検票を携行すること。
- (2) 検査時刻に遅刻した場合は，事務室に届け出て指示を受けること。
- (3) 上記のほか，不明な点については直接本校に照会すること。詳細については，各中学校長に配布してある「平成 28 年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」によるので参照すること。